

条 例 見 直 し 調 書

作 成 年 度

平成 20 年度

条 例 名	県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例		
条 例 番 号	昭和 31 年神奈川県条例第 41 号	法 規 集	第 2 編第 4 章第 1 節
所 管 部 局 室 課	総務部人事課		
条 例 の 概 要	地方自治法第 203 条第 4 項に基づき、議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	地方自治法第 203 条第 4 項に基づき、議員報酬の額並びに支給方法等について、条例で定めるものであり、必須の条例である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	議員報酬の額については、平成 19 年に特別職報酬等審議会の答申を受けて、現在の額としており、また、費用弁償として支給する旅費についても、一般職員の例により計算することとしているなど、適正な内容である。	報酬月額 議長 120 万円 副議長 108 万円 議員 97 万円
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	議員報酬の額については、平成 19 年に特別職報酬等審議会の答申を受けて、現在の額としており、また、費用弁償として支給する旅費についても、一般職員の例により計算することとしているなど、社会情勢の変化等に応じた見直しを適宜行っており、効率的なものとなっている。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	地方自治法に基づき、議員報酬の額等必要な事項を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	地方自治法に基づき、議員報酬の額等を定めるものであり、憲法、法令に抵触するものではない。	
	その他		
見直し結果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の適用上、特段課題は見受けられない。	特別職報酬等審議会の答申等に基づき、適宜改正を行っていく。
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>